

1 業務名

盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託

2 業務場所

盛岡都市圏3市町（盛岡市、滝沢市、矢巾町）

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

4 業務目的

盛岡都市圏3市町（以下「3市町」という。）では、平成29年9月に滝沢市、平成30年1月に矢巾町（令和5年1月に次期計画へ移行）、令和元年11月に盛岡市が地域公共交通網形成計画を策定しており、当該計画に基づき公共交通ネットワークの再編や見直し、利用促進等を中心とした公共交通利用環境改善の各種取り組みを実施してきたところである。

盛岡都市圏では、盛岡市を中心とした公共交通ネットワークが構築されており、盛岡市内で完結する支線的路線と周辺市町を連絡する広域路線が組み合わされている。地域公共交通計画では、支線的路線だけでなく広域路線についても、沿線市町と連携して検討することが求められている。また、現在各市町で独自に実施する取り組みは、市町境を跨いだ移動実態との乖離があり、隣接市町との連携が十分に図られていない状況にある。こうした背景から、3市町で連携したネットワークや取り組み検討の必要性が高まっている。

本業務は、令和7年9月策定予定の「盛岡都市圏地域公共交通計画」（以下「計画案」という。）の中で、地域公共交通利便増進事業に位置付けた実施事業において、複数のバス事業者が走行している路線の運行ダイヤの検討及び調整、路線バスネットワークの見直し及び路線バスに代わる代替交通の検討を行い、「盛岡都市圏地域公共交通利便増進実施計画」（以下「本計画」という。）を策定することを目的とする。

5 業務内容

国土交通省の「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」及び計画案を参考とし、盛岡都市圏における人口減少や運転手不足によるバス路線の縮退、地域ごとの特性、交通実態、利用者ニーズ、交通事業者の運営上の課題等や行政区域を超えた住民の生活圏を把握しながら、次の業務を行うことを基本とする。また、計画案の記載事項を踏まえつつ、次表の本計画に必要な記載事項を漏れなく記載するための必要な整理を行い、とりまとめを行うものとする。

なお、各業務の実施に当たっては、計画案における調査及び分析並びに方針等の成果を十分に確認するとともに、本計画に基づき国庫補助事業を展開する予定であることを理

解した上で行うこと。

地域公共交通利便増進実施計画に必要な記載事項（予定）	
①	実施区域
②	事業の内容・実施主体
③	地方公共団体による支援の内容（地方公共団体の負担額）
④	実施予定期間
⑤	事業実施に必要な資金の額・調達方法
⑥	事業の効果
⑦	地域公共交通計画に利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
⑧	地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項
⑨	その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(1) 計画準備

本業務において必要となる資料及び情報を収集し、把握するとともに、計画案の検討状況等を踏まえ、本業務を着実に進めるための実施方法、工程及び体制等を記した業務計画書を作成する。

(2) 利便増進事業の内容の検討

ア 複数のバス事業者が並行して運行している区間における路線バスの利用しやすい運行ダイヤの設定等の作成

(ア) 運行内容及び課題の整理

盛岡駅前～厨川駅・巢子間において、地域の概況や移動特性及び公共交通の利用状況を把握し、令和6年度に実施した公共交通遅延状況実態調査内容と照合しながら課題を整理する。

(イ) ダイヤ調整の検討及び実施

(ア)の結果を踏まえて、盛岡駅前～厨川駅・巢子間の日中時間帯のダイヤ調整の検討を実施する。ダイヤ調整の検討内容は、沿線市町・運行交通事業者の意見を反映したうえで実施する。

イ 移動需要に応じた効果的なネットワーク図の作成

(ア) 既存路線の統廃合における問題点の整理

盛南地区・盛岡市南西部及び矢巾町北部（以下「見直し地域」という。）において、アンケート調査及び分析を実施し、令和6年度に行った盛岡市南西部・矢巾町北部バス乗降調査内容と照合しながら、問題点を整理すること。

(イ) 路線バスからデマンド交通等への転換の検討

(ア)で実施するアンケート調査の結果等を踏まえ、見直し地域において、路線バスからデマンド交通等への転換の検討や、既存のデマンド交通の運行範囲の拡大等の可能性及び実効性を検討し、整理する。

(ウ) 見直し地域における公共交通ネットワーク形成の検討及び調整

(イ)の検討結果を基に、見直し地域の公共交通ネットワークの形成の具体案を検討し、イメージ図等において整理する。また、その内容について、関係する交通事業者や沿線地域住民等との調整を行う。

(3) 本計画の素案の作成

前項までの検討結果を踏まえ、本計画の素案を作成する。

なお、本計画の策定までに必要な修正作業等が発生した場合は、発注者の指示に従い修正作業等の協力をする。

(4) 事業評価資料の作成

地域公共交通確保維持改善事業実施の適切性、生活交通確保維持改善計画における目標や効果の達成状況、地域公共交通確保維持改善事業の今後の改善点等について、分析、整理すること。

なお、資料の作成方法及び詳細な内容については発注者の指示に従い作成すること。

(5) 法定協議会の運営支援

計画案及び本計画の推進及び運営にあたり設立した法定協議会の盛岡都市圏地域公共交通会議の（以下「交通会議」という。）運営支援を実施する。支援の内容は、協議資料の作成及び準備、交通会議の開催準備、会議への出席、資料の補足説明、議事録の作成を行う。運営支援の回数は3回とする。また、交通会議に先立ち、必要に応じて開催する交通会議の分科会等においても同様に運営支援を行うこと。

なお、交通会議の開催等に伴う事務手続き及び謝金の支払い等は、発注者の負担とする。

(6) 協議・打合せ

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、業務着手時、中間時2回、成果品納品時の計4回以上の協議打合せを実施する。協議打合せは、原則、盛岡市役所で実施する。協議打合せ等に有識者を派遣する場合の派遣に伴う費用は、受注者の負担とする。

協議打合せ終了後には、速やかに打合せ記録簿を作成し提出するものとする。

6 役割分担

発注者と受注者の役割分担は次表のとおりとする。

業務内容	発注者	受注者
利便増進実施事業の検討	①新たな公共交通サービスの運行内容の決定	① 実施施策・実施エリア案の提案
本計画の素案の作成	① 3市町・庁内の調整、意見集約、地元住民説明会等の実施 ②計画策定における交通事業者データの収集	①計画素案の作成・修正対応 ②地元住民説明会等への対応

7 技術者の配置

次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。なお、各技術者は受注者と正規雇用関係にあること。

(1) 管理技術者

ア 技術士（総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画）若しくは建設部門（都市及び地方計画））又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

イ 過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）において、地方公共団体又は地方公共団体が設置する協議会が発注の地域公共交通利便増進実施計画策定業務と同種又は類似した業務の実績があること。

(2) 照査技術者

ア 技術士（総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画）若しくは建設部門（都市及び地方計画））又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

イ 照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

(3) 担当技術者

ア 資格を問わないが、計画図書等に基づき適正に業務を実施する者とし、照査技術者を兼ねることができない。

8 業務に必要な提出書類

受注者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、次の書類を提出して発注者の承認を受けること。

(1) 業務着手届

(2) 管理技術者及び照査技術者届、業務経歴書

(3) 業務実施計画書

(4) 工程表

9 業務の成果物

(1) 報告書（A4版、ファイル綴じ）3部

(2) 報告書電子データ（DVD-R等、図表オリジナルデータ、GISデータ等含む）3枚

- (3) その他、本業務において使用した資料及びデータ一式
- (4) データ形式は、編集可能なMicrosoft Office形式（ワード、エクセル又はパワーポイント形式）を基本とする。

10 本計画の策定スケジュール

実施項目	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月
1. 計画準備			↔									
2. 利便増進事業の内容の検討			↔									
3. 本計画の素案の作成				↔					↔			
4. 事業評価資料の作成											↔	
5. 法定協議会の運営支援				↔				↔				↔
6. 協議・打合せ			↔			↔			↔			↔

※令和7年度中に、本計画の策定を行うため、令和7年9月頃に本計画の素案を作成し、令和7年12月頃に住民説明会を実施する予定。

11 その他

- (1) 本業務における成果品の所有権、著作権、利用権は発注者に帰属するものとする。
- (2) この仕様書は、業務の概要を示すものであり、本書に示していない事項についても発注者が業務上必要と認めた場合は、協議の上、その指示により実施するものとする。